若者の社会的・職業的自立を目指す

都立学校「自立支援チーム」派遣事業

都立学校「自立支援チーム」とは

「自立支援チーム」の役割は、都立学校と協働し、就労・福祉・医療等の各種関係機関と連携しながら、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援を行うことです。具体的には、①生活・福祉的な支援、②不登校生徒への支援、③中途退学の未然防止、④進路（就労）支援、⑤中途退学者や進路未決定卒業者への支援（高校への再入学や就労）等を行っています。

自立支援チームは、ユースソーシャルワーカー（主任）、ユースアドバイザー及びユースソーシャルワーカー（以下、「ＹＳＷ」という。）で構成されています。ＹＳＷとは、若者の自立を支援する「ユースワーカー」と「ソーシャルワーカー」を一体化したものです。

ユースワークの目的は、「若者の個人的及び社会的成長と彼らの社会的包摂」であり、ソーシャルワークの目的は、「若者を取り巻く生活、家族等の様々な問題の解決と軽減」です。若者（高校生）の成長を阻害する諸要因の解決を図りながら、自立した社会人へと成長していくための支援（いわば、福祉と教育を統合させた若者への支援）がＹＳＷに期待されています。

就労支援系・福祉支援系のYSWが都立学校を支援します

東京都教育委員会が採用しているYSWには、①キャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の資格を有する就労支援系のスタッフと②社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の福祉支援系のスタッフがいます。

都立学校への支援方法は、二つの方式があります。一つはYSWが、特に中途退学等の課題がある都立高校を継続的に訪問し、生徒を支援していく継続派遣というもの、もう一つは都立学校（都立特別支援学校を含む。）からの要請を受け、その要請内容に応じてYSWを派遣するというものです。

地域にある社会的資源との連携を図ります

自立支援チームは、高校生や中途退学者の社会的・職業的自立を支援するため、地域にある社会的資源とのネットワークづくりにも取り組みます。

具体的には、地域にあるハローワークや地域若者サポートステーション、職業能力開発センター等の雇用・就労支援機関を始め、子供家庭支援センターや福祉事務所等といった福祉関係機関、そして精神保健・医療機関等と都立高校関係者との連携を図っています。

事業の概要図

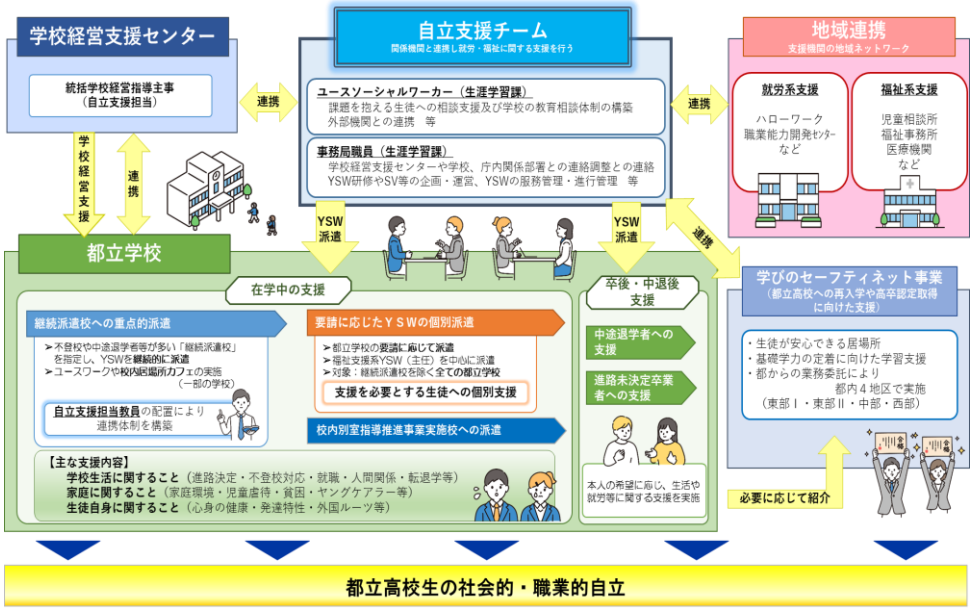

ユースソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いは？
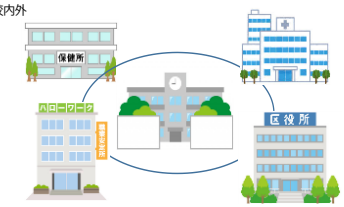
	スクールカウンセラー SC	ユースソーシャルワーカー YSW
主な役割	◎ 不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握 ◎ 児童・生徒が抱える課題の解決に向けた関係機関等と連携した支援　等	◎ 課題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境への働きかけ ◎ 児童・生徒の社会的・職業的自立に向けた関係機関等と連携した支援　等
具体的な職務	○ 児童・生徒へのカウンセリング ○ 保護者への助言・援助 ○ 教職員に対する助言・援助 ○ 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施　等	○ 児童・生徒の抱える課題のアセスメント ○ 就労、福祉、医療等関係機関との相談・仲介・代弁 ○ 個別の支援プランの作成への支援 ○ 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供　等
主な活動場所	主に学校内 	学校内外